

## 報告第30号

### 専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和3年9月1日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

### 事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和3年5月31日
- 2 損害賠償額 1,058,188円
- 3 相手方 市内在住者
- 4 事故の概要 令和3年3月5日午後1時5分頃、中町一丁目交差点において、市道0011を山王川方向へ直進していた農政課職員の運転する公用車が、右手側から直進してきた相手方車両の左側前部に接触し、これを破損させた。